

子どもの貧困

国連 持続可能な開発目標 (SDGs)



持続可能な開発目標 (SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省HPより)



- 2030年までに、あらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する。

- 2030年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築する。
- 各国、地域、および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した適正な政策的枠組みを設置し、貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援する。

国連 子どもの権利条約

国連「子どもの権利条約」に日本も批准し、児童福祉法の理念となっています。「子どもの貧困」に関連する条文は次の通りです。

第3条	子どもの最善の利益が保障される権利
第6条	子どもの生きる権利及び生存及び発達の権利
第18条	子どもの養育及び発達についての保護者の責任と保護者を支援する国の責任
第24条	健康を享受すること等についての権利
第26条	社会保障からの給付を受ける権利
第27条	子どもの発達に必要な相当な生活水準についての権利
第28条	教育についての権利
第31条	休息、余暇及びレクリエーション活動、文化的生活、芸術活動についての権利

『子どもの居場所』が求められる 社会背景を知る

よりよい居場所づくり のための課題

利用促進のための工夫

個別に誘う
イベントをする
広報や宣伝をする
SNS等で情報発信をする
“貧困”を強調しない

運営における課題

できることの限界がある
継続することの重要性と困難
励みが必要
使用してもらいたい人に
利用されていない
本当に必要としている人が
来てくれるか不安
初回は大勢来てくれる
定員の問題
人数の把握の難しさ
対象者の枠を設けるか否か
食材の確保
場所のスペースや設備の問題
スタッフの高齢化
スタッフ自身の心理的ケア
資金の確保
どこで開設するか

『子どもの居場所』を 運営する意義や魅力

毎日、毎回異なる楽しさ 町づくり
未来をつくる 社会貢献・奉仕の心
子育てする親を助けてたい 子どもから学ぶ
自分自身の成長 自分の居場所

居場所づくりの心構え

使命感 この場を大切に
やりたい、やってみたい!という思いを持つ
声をあげる チャレンジする 行動力
タイミングが合う
見返りを期待しない
将来への展望を持つ
コーディネーターの役割
人とのつながりの大切さ チームワーク
町の良さを活かす
スタッフの特技・能力を活かす
スタッフの存在の大切さ

援助者としての関わり